

令和2年第1回甲良町議会臨時会会議録

令和2年2月5日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|--------|-------|---|
| 第1 | | 仮議席の指定 |
| 第2 | | 議長の選挙 |
| 追加1-1 | | 議席の指定 |
| 追加1-2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 追加1-3 | | 会期の決定について |
| 追加1-4 | | 副議長の選挙について |
| 追加1-5 | | 常任委員会委員の選任について |
| 追加1-6 | 発議第1号 | 議会広報特別委員会設置に関する決議（案） |
| 追加1-7 | | 議会広報特別委員会委員の選任について |
| 追加1-8 | | 議会運営委員会委員の選任について |
| 追加1-9 | | 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙について |
| 追加1-10 | | 大滝山林組合議会議員の選挙について |
| 追加1-11 | | 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について |
| 追加1-12 | | 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について |
| 追加1-13 | | 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 追加1-14 | 同意第1号 | 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて |
| 追加1-15 | 承認第1号 | 専決処分につき、承認を求めることについて（令和元年度甲良町一般会計補正予算（第5号）） |
| 追加1-16 | | 議員派遣について |
| 追加1-17 | | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修
9 番	建 部 孝 夫	10 番	大 町 善士雄
11 番	西 澤 伸 明	12 番	阪 東 佐智男

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総 務 課 長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会 計 管 理 者	宮 川 哲 郎	学 校 教 育 課 長	上 橋 純 子
税 務 課 長	西 村 克 英	社 会 教 育 課 長	大 野 けい子
企 画 監 理 課 長	村 岸 勉	建 設 水 道 課 長	北 坂 仁
住 民 課 長	小 林 千 春	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
保 健 福 祉 課 長	米 田 志 保 子	総 務 課 参 事	上 田 真 司
産 業 課 長	中 村 康 之	建 設 水 道 課 参 事	丸 山 正

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋 本 浩 美	書記	白波瀬 愛
------	---------	----	-------

(午後 1 時 3 0 分 開会)

○橋本事務局長 皆さん、こんにちは。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっています。年長の建部議員をご紹介申し上げます。建部議員、議長席にお願いをいたします。

○建部臨時議長 ただいまご紹介を頂きました建部でございます。地方自治法第 1 0 7 条の規定によりまして、私が臨時議長の職務を行いますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は 1 2 人であります。

議員定足数に達しておりますので、令和 2 年第 1 回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第 1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

日程第 2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は投票によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○建部臨時議長 ただいまの出席議員は 1 2 人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 小森議員、2 番 岡田議員、3 番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○建部臨時議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○建部臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○建部臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○建部臨時議長 投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、阪東議員 10 票、西澤議員 1 票、宮寄議員 1 票。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、阪東議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○建部臨時議長 ただいま議長に当選されました阪東議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をします。

議長に当選されました阪東議員の挨拶があります。

○阪東議員 多くの議員のご推挙によりまして、議長という重責を負うことになりました。円滑で公平な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうかひとつよろしくご協力のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

○建部臨時議長 次に、議長が選出されましたことにより、議席の変更を行います。議長を 12 番とし、西澤議員を 11 番、大町議員を 10 番、建部を 9 番、木村議員を 8 番に変更します。丸山議員 7 番、宮寄議員 6 番であります。

それでは、移動をお願いします。それぞれ名札を外して、ちょっと移動をお願いします。

(議席の移動)

○建部臨時議長 ありがとうございます。

これで私の臨時議長としての職務は全て終了いたしました。

議長と交代いたします。

議長、議長席をお願いします。

○阪東議長　ここで、議事進行上、しばらく休憩します。

（午後　１時４５分　休憩）

（午後　２時００分　再開）

○阪東議長　会議を再開します。

議事日程の追加についてお諮りします。

本日の議事日程については、お手元に配布しましたとおり、新たに日程第１から日程第１７を追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長　異議なしと認めます。

よって、お手元に配布したとおり、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第１　議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において、ただいまご着席のとおりと指定します。

追加日程第２　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第１２７条の規定により、１番　小森議員、２番　岡田議員を指名します。

追加日程第３　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日間と決定いたしました。

これより町長の挨拶、所信表明並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長　本日、令和２年第１回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中、全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、１月２６日執行の甲良町議会議員一般選挙において当選をされましたこと、心からお祝いを申し上げる次第でございます。同日に執行された甲良町長選挙において、当選をさせていただきました野瀬喜久男でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日ここに町民の大きな期待を寄せられた議員の皆様をお迎えして初議会を開会する運びになりましたことは、町政の運営にとりましてまことに喜ば

しい限りでございます。

申すに及ばず、地方公共団体の長と議会は相互に独立し、対等の立場で職務権限を行う仕組みになっています。図らずも今回、同日選挙となり、ともに住民の直接選挙で選ばれた二元代表であります。憲法第15条で、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定められているように、町長も議員も住民全体の代表者であって、奉仕者であります。議員は、具体的な政策の最終決定と、行政運営の批判と監視が2つの使命とされています。地方公共団体の行う仕事は、社会全体を安定、向上させ、住民の福祉の増進、いわゆる町民の幸福度を向上させることを目的としています。私はこの目的に向かって一層の努力を重ねてまいる所存であります。

町長選挙に立候補された西川誠一氏からは、野瀬町長は議会と連携して新しいまちをつくってほしいとメッセージを寄せていただきました。また、甲良町選挙管理委員会委員長からは、これからの町政運営につきましては、民意を十分取り入れていただきますとともに、また、地方自治法の目的は地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することとなっています。町長はその最高責任者であります。どうか、これからは町民の信頼を得るためにも、行政と議会が円滑な運営をしていただきまして、甲良町発展にご尽力をお願いしますと挨拶をいただきました。

ただいま選出されました阪東佐智男新議長に町政運営のこと、行政課題のこと、重要事項の協議など、前もって相談をさせていただき、真摯に、謙虚な姿勢で議会に臨ませていただくとともに、諸事案についても早目に行政説明をいたすよう努力をいたし、連携を強めてまいりたいと考えております。

私が町政を担わせていただくにあたり、所信を表明させていただきます。

近年の社会情勢は、交通・通信手段の著しい発達とその基盤の進展、住民の生活と活動圏域の拡大、行政需要の高度化と多様化、少子・高齢社会への対応、地方公共団体の能力拡充、組織の簡素効率化などが挙げられます。

私は選挙戦を通じて「みんなでまちづくり」を訴えさせていただきました。地方公共団体の組織および運営は、地方自治の本旨に基づくことが定められています。すなわち、住民自治と団体自治を併せ備えて自治を確立することです。住民自治とは、住民参加のまちづくりで、住民の自発的意思で地域活動に参画いただき、住民力を発揮していただくことです。団体自治とは、役場組織が法律、条令、規則に基づいて能率的に事業を推進することです。行政体の役場だけで住民福祉の増進を果たすことは困難で、地域課題に対して住民の力をおかりして、町民みんなで町をよくすることが「みんなでまちづくり」と表現したものであります。

今、甲良町は人口 7,000 人を割り、滋賀県で一番人口の少ない町になりました。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計において、甲良町の人口減少は続いていくと推計されていて、滋賀県内で消滅可能性のワーストに位置づけられています。このことを常に直視していかなければなりません。町内には限界集落もあり、大規模集落であるが、若者、子どもが極端に減っている集落があり、集落調査などのデータをもとに、町長みずから集落に出かけ、課題協議しようと考えております。

また、総務省は、平成 26 年度に滋賀県で唯一甲良町を準過疎地に指定しました。準過疎地の全国 37 団体が令和 2 年度末で過疎法が失効、法律の期限切れであります。失効するのに合わせ、準過疎地も現行の過疎法が適用されるよう、要望活動を行ってまいります。

国の最新情報によると、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が令和元年 12 月 4 日に公布をされ、令和 2 年 6 月 4 日に法律が施行されます。この法律では、特定地域づくり事業協同組合を組織することによって財政支援が受けられることから、積極的にこの事業を吟味いたし、チャレンジしていきたいと考えております。

令和 2 年度は甲良町の将来ビジョンの策定年であります。

まず、1 つ目の計画は甲良町財政健全化計画であります。人口減少に伴って、個人町民税等、収入財源に影響すること考えられ、もとより財政基盤が脆弱な本町であることから、行財政運営が持続的に行えるよう、令和 2 年 6 月を目標に甲良町財政健全化計画を策定いたします。また、継続して甲良町、豊郷町の滋賀県 2 町連絡協議会、そして人権問題解決のための財政対策全国協議会、全国 12 団体の組織をして、総務省など関係省庁および滋賀県に特別交付税をはじめとする財政支援の要望活動を行ってまいります。

2 つ目は、甲良町の総合計画であります。中長期展望に立ち、町の最上位計画である第 4 次の甲良町総合計画を策定いたします。2 月から 3 月にかけて、町内全世帯の住民アンケート、20 歳から 40 歳代の 300 人抽出のアンケート、中学生アンケートから始め、内部の検討委員会、審議会を組織して策定推進にあたってまいります。町議会に対しましては、策定の推進状況に合わせ、中間報告を複数回と、最終案の説明を順次させていただく予定であります。

3 つ目は、まち・ひと・しごと創生ビジョンであります。平成 26 年 11 月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、本町においても平成 28 年 2 月、まち・ひと・しごと甲良町人口ビジョン総合戦略が策定されました。本町の第 2 次の創生ビジョンについては、総合計画の重点プロジェクトとして総合計画と一体的に令和 2 年度に策定をいたします。

4つ目は、甲良町地域防災計画であります。近年、日本列島は地震、台風による風水害、線状降雨帯による記録的大雨被害が多発しています。いつ見舞われるかもしれない自然災害に備えて、甲良町地域防災計画の改定をいたします。1つは、役場災害対策本部の初動対応など、組織機能の見直し。2つは、毎年9月に実施をする甲良町総合防災訓練は、全町民の命と安全を確保する避難訓練の強化であり、集落単位の自主防災組織の不十分なところを強化、育成、指導する必要があります。3つは、犬上川ハザードマップの住民公表に向け、適切な住民の避難誘導ができるよう、河川管理者の滋賀県土木事務所と調整中であります。

また、並行して、今年度から令和2年度までの期間で甲良町公共施設の個別施設計画を策定中であり、甲良町にふさわしい機能を備えた施設整備の新防災センター構想につなげていきたいと考えております。

次に、甲良町職員の能力向上と人材確保についてであります。

私は、職員を前にして、守りの行政から攻めの行政に転じる宣言をいたしました。不祥事から脱却し、服務違反行為を撲滅し、町民のための仕事に専念する業務意識転換を促しております。法令遵守はもちろんでありますし、所信表明の冒頭、まちづくりについて申し上げました、住民参加のまちづくりを心がけることであります。失敗を恐れない能動的な姿勢、担当者はオーソリティー、行動する甲良町職員を促していて、いかに毎日の日常業務の密度を高めるか、私と職員が一丸となって職務に専念してまいりたいと考えております。

一方、職員の人材養成は、全国リーダー養成塾や地域農政未来塾など、積極的に職員の派遣研修をしてまいりますし、人材不足は就職氷河期世代の採用や、滋賀県行政と人事交流するなど、人材確保にも努めてまいります。

甲良町行政運営の2本柱として、互いを認め合う人権のまちづくりを推進してまいります。未納徴収金のうち、総額の52%を占める住宅新築資金の徴収および他の未納金についても、徴収対策会議において情報交換、収納状況のチェック、収納体制について協議、推進してまいります。

2016年、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、同年6月に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律が、同年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。法律の名称を略して障害者差別解消法、ヘイトスピーチ差別解消法、部落差別解消推進法の人権3法が施行され、研修を重ねているところであります。引き続いて、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題を一人一人の課題として取り組んでいくものであります。

また、本町は1995年、平成7年1月にせせらぎ遊園のまち甲良町人権

擁護条例が施行され、平成22年に甲良町人権施策基本方針が策定されています。人権施策の国内外の情勢を鑑み、人権施策基本方針の改定を急がなければなりませんし、早急に取り組むたいと考えております。

企業誘致についてであります。

令和元年12月議会でお示ししました西ヶ丘山林、28.9ヘクタールの町有地の有効活用については、企画監理課に担当職員を設置し、甲良町産業用地創出検討委員会、いわゆる企業誘致の内部プロジェクトチームで検討しているところです。今後、進出企業の業種は問わないこととして、令和2年4月には募集条件を示し、公募を開始いたしたいと考えております。

また、随時企業の募集をすることから、応募企業選定には5人以内で外部選定委員会を設置し、その内容は逐一議会に報告をし、議会と協議しながら企業誘致施策を進めてまいりたいと考えています。

社会インフラ、広域連携事業として、主要道路整備事業の推進があります。

1つに、国道307号の池寺地先、春日商会から西明寺までの延長700メートル区間の歩道未整備区間の改良工事について、滋賀県へ要望いたしていたところ、令和2年度から測量設計の予算をつけていただき、年次計画により歩道整備の事業が始まってまいります。この歩道ができることによって、米原駅をスタートに、多賀大社、藤堂高虎ふるさと館、和の家、道の駅せせらぎの里こうら、湖東三山経由、近江鉄道八日市駅までの「湖東みどころ縦断とサイクルトレイン」、総延長59.5キロメートルの県内11カ所の1つのモデルコースとして、「ビワイチ・プラス・サイクリング」ロードとして位置づけられ、将来、安全走行ができることになります。

2つに、令和元年6月に国道8号バイパス山側ルート帯（案）が採用されることが決定しました。道路構造は、片側2車線の幅員20メートルを超える幹線道路計画であります。今後5、6年間の調査期間の後、実施設計へと予定であります。町内を縦断する道路であることから、議会と情報共有しながら関係機関と連携してまいりたいと考えています。

3つに、国道8号と国道307号の直結ルートである町道池寺下之郷線についての道路拡幅については、関係集落と協議を重ねながら事業を進めてまいりたいと考えております。

甲良町の産業基盤の農業と商工業の連携についてであります。

令和元年度から集落営農組織の経営体の強化をめざして、集落営農法人の役員を対象に、湖東農業農村振興事務所からの指導を得て、年3回ずつ研修を重ねてきました。令和元年度の最終回の3月に、新たな歩み出しとして、農商工連携を企画いたしました。本町の産業基盤を強化するため、集落営農法人と商工会建設事業部が、甲賀市の成年農業者が法人組織を結成して、連携

して転作田の作付け、農業機械の持ち寄りによる共同収穫作業によって経営実績を積み重ねている企業研修をした後、初回の意見交換会を開催いたします。

今後、持続的に町内の農業者と商工業者が協力・連携し事業のきっかけを見出し、商工連携事業や国の特定地域づくり事業協同組合の制度創出を視野に入れながら、双方の事業利点をどのように活かし、調整し、連携できるか、当分の間、協議を進めてまいりたいと考えています。

甲良町の観光および交流事業についてであります。

本町のにぎわいの拠点、せせらぎの里こうらの道の駅が、平成30年度の滋賀県観光入り込み客統計で37万9,100人となり、滋賀県内ベスト24位に番付されました。令和2年度から始まる5年間の指定管理者の運営がさらに強化できるよう、町と運営事業者が協議してまいります。

共同事業者2者のうち1者は、これまで生産支援もされてきましたので、町内農業者等に野菜の作付け指導を強化していただくなどして、にぎわいの拠点となるよう要請してまいりたいと思いますし、経営向上に向けても相談していききたいと考えています。

道の駅内施設に事務所を有する甲良町観光協会についてであります。

西明寺があり、三大偉人プラス尼子氏の顕彰会があり、集落の伝統行事があり、地方創生の町内3拠点があり、せせらぎの農村空間があり、「ビワイチ・プラス・サイクリング」ロードコース指定があり、滋賀県の観光キャンペーン、戦国ワンダーランドが始まっており、対外観光、交流を統括する観光協会の事務体制の強化を図り、まちづくりの総合窓口となるよう、観光協会の支援をしてまいりたいと考えております。

私が具体的に力を入れる主要施策の5項目についてであります。

まず、教育の2事業についてであります。

子どもの学力向上は、昨年11月末に国が児童・生徒に1人1台学習用パソコン、タブレット型端末を無償で提供すると、事業費を計上した国の補正予算で公表されました。

令和2年度の具体の計画は、国庫補助率2分の1で、小学校5、6年生と中学1年生を配布対象事業とされています。甲良町では、新年度予算で対象学年のタブレット購入費を計上するとともに、4月早々に甲良町ICT教育検討委員会を設置し、コンピューター会社のソフト支援指導員と小中学校電算推進教諭、教育委員会事務局で機器導入の検討、さらに指導教員と児童・生徒を支援、サポートする体制整備を検討し、スムーズにICT教育が推進できるよう、条件整備をしてまいります。

また、甲良町図書館では、人口減少の中、貸し出し者数も増えていたり、図書館まつりに見る町内外のボランティアスタッフも支援をされ、町民の人が

本に出会え、日常的に楽しめ、刺激される大切な場所へと努力をしております。

毎月2回、甲良西小学校の図書室へ図書館の本を運び、子どもが利用する西小移動図書館事業、西小学校の図書室リニューアルに町内外の関係者が支援、協力して、楽しい雰囲気、本を選びやすい環境づくりをいたしました。また、両小学校では、月1回各教室で読み聞かせボランティア、絵本ボランティアの協力を得ています。図書館では、子どもが本に親しむ事業を積極的に開発、支援し、子どもの学力向上に努めるものであります。

子育て支援センターで行う家庭支援事業について。

初年度、子育て支援センター内家庭支援係において、子どもが保・幼・小・中学校で学習をすることが困難な家庭に対し、親子の環境整備をいかに行うかについて、それぞれのケースに合った家庭訪問指導、子どもの個別学習の場の提供など、児童相談所、保・幼・小・中学校の先生のチームが連携をして、業務のスタートをいたしました。議員の皆様も家庭支援事業をセンターに向いての施設研修をいただければありがたいと思っております。さらに、スタッフ体制の足りないところの強化に努めてまいりたいと考えています。

福祉の2つの事業であります。

町民の健康づくり運動についてであります。

減塩、運動、禁煙を呼びかけています。例えば歩け歩けのウォーキングについての具体指導について、モデル集落を選定して、保健師が直接指導、助言に入っていきます。町長も同行して運動の開始、定着が広がるよう努力をいたします。

地域福祉活動の推進。

既に甲良町は地域福祉計画を、甲良町社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定しております。この計画の具体の指導が町も社協もできていません。地域に寄り添い、各字のサロン運営者、各字福祉ボランティアの方が活動されています。活動しやすい支援や、お困りになっている相談から始めてまいります。令和2年度はモデル集落を選定するなどして、職員が地域に入って協議し、具体的な進めを行ってまいります。

5つ目の集落コミュニティ振興については、人口減少対策のところで申し上げましたので、ここでは割愛させていただきます。

これら、甲良町行政がめざすべき方向や具体の事業を着実に前進させる決意を述べさせていただきました。要は、行政の各分野がバランスよく行政事務を前進させていくことが、住民福祉の増進につながるものと思っております。私自身、さらなる努力をし、日々頑張る決意を申し上げ、所信表明とさせていただきます。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

同意第1号は、甲良町監査委員の選任につき同意を求めるものであります。

承認第1号は、令和元年度甲良町一般会計補正予算（第5号）で、423万5,000円を追加いたし、補正後、43億158万7,000円といたしたものであります。この補正は、令和2年1月26日執行の甲良町長選挙の費用であります。本予算の補正につきまして、令和元年12月24日に専決処分をしたものであり、その承認をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、本日、提案いたしました2議案について、その概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決および承認を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○阪東議長 町長の挨拶、所信表明並びに提案説明が終わりました。

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定しました。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○阪東議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小森議員、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

（投票用紙の配布）

○阪東議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○阪東議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席の番号と名前を呼びますので、順次投票をお願いします。

（点呼）

(投票)

○阪東議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

○阪東議長 選挙結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。山田裕康議員 1 票、山田充議員 1 票、岡田隆行議員 10 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、岡田議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○阪東議長 ただいま副議長に当選された岡田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました岡田議員の挨拶があります。

○岡田議員 先ほどの選挙により、議員の皆様から多数の推挙をいただきました、副議長を仰せつかりました岡田隆行でございます。どうかよろしく願います。

議長をしっかりと補佐し、また、自分自身がまだ 2 期目ということで、まだまだ力不足でありますので、自己研鑽に励みながら、諸先輩方の意見や指導も仰ぎながら一生懸命努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○阪東議長 ありがとうございます。

ここで、しばらく休憩します。

(午後 2 時 36 分 休憩)

(午後 2 時 54 分 再開)

○阪東議長 会議を再開します。

追加日程第 5 常任委員会委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。

本件について、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名をしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 起立全員です。

着席ください。

よって、そのように決定します。

次に、追加日程第6 発議第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第1号 甲良町議会広報特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日。

甲良町議会議長。

○阪東議長 本案に対して、私の方から提案説明を行います。

甲良町議会広報特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり、甲良町議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。

甲良町議会広報特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第109条および委員会条例第5条。

3、目的。

議会の審議内容および活動の実態などを広く町民に周知し、町民と議会をつなぐ重要な役割として広報活動の充実を図る。

委員定数。

5人。

以上です。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 起立全員。

着席願います。

よって、発議第 1 号は可決されました。

追加日程第 7 議会広報特別委員会委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。

本案について、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名をしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたします。

ここで、常任委員会および議会広報特別委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されまして、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いします。

(発言する者あり)

○阪東議長 いや、まだここじゃない。

(発言する者あり)

○阪東議長 いや、まだ違う。委員会、これから、委員長を決めていただきますので。

ここで、議事の都合で、しばらく休憩します。

(午後 3 時 0 0 分 休憩)

(午後 3 時 2 7 分 再開)

○阪東議長 会議を再開します。

さきの休憩中に、各常任委員会および議会広報特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、総務民生常任委員長に建部議員、副委員長に山田裕康議員、産業建設文教常任委員長に丸山議員、副委員長に山田充議員、予算決算常任委員長に宮寄議員、副委員長に野瀬議員、議会広報特別委員長に岡田議員、副委員長に山田裕康議員がそれぞれ互選されましたので、報告します。

追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。

本案については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名をしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 起立多数。

ご着席願います。

議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩いたします。

(午後 3時30分 休憩)

(午後 3時32分 再開)

○阪東議長 会議を再開します。

さきの休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に岡田議員、副委員長に建部議員が選任されました。

追加日程第9 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○阪東議長 異議あり、はい。

(発言する者あり)

○阪東議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○阪東議長 次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小森議員、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○阪東議長 1人1名を記載してください。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○阪東議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いします。

(点呼)

(投票)

○阪東議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、立ち会いの方をお願いします。

(開票)

○阪東議長 選挙結果を報告します。

投票総数 12 票、無効投票ゼロ。丸山恵二 1 票、宮寄光一 6 票、小森正彦 5 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、宮寄議員と小森議員が彦根市・犬上郡宮林組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○阪東議長 ただいま彦根市・犬上郡宮林組合議会議員に当選されました宮寄議員、小森議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

続いて、追加日程第 10 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

○大町議員 暫時休憩。異議あり。

○阪東議長 ちょっと待って。

○大町議員 緊急動議、緊急動議。意味わかるか、緊急動議の。

○阪東議長 わかるけど。

○大町議員 この際、公平公正な選挙でお願いします。

○阪東議長 はい、わかりました。

○大町議員 暫時休憩。

○阪東議長 暫時休憩すると選挙ができません。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推せんと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○阪東議長 わかりました。異議があるということで、選挙に。

選挙の方法は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○阪東議長 ただいまの出席議員は 12 名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小森議員、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○阪東議長 念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名であります。
投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○阪東議長 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

(点呼)

(投票)

○阪東議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

○阪東議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票数12票。建部議員4票、丸山恵二議員2票、阪東佐智男議員2票、野瀬欣廣議員2票、木村修議員1票、大町善士雄議員1票、以上です。

この選挙の法定得票数は1票です。したがって、建部議員、丸山議員、阪東議員、野瀬議員が当選されました。

議場の閉鎖を解いてください。

(議場の閉鎖を解く)

○阪東議長 ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました建部議員、丸山議員、阪東議員、野瀬議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第11 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○阪東議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行いたいと思います。
議場の閉鎖をお願いします。

(議場閉鎖)

○阪東議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小森議員、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○阪東議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○阪東議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼びますので、順次投票をお願いします。

(点呼)

(投票)

○阪東議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○阪東議長 選挙結果を報告します。

投票総数12票、有効投票数12票。大町善士雄2票、木村修1票、山田裕康5票、山田充4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、山田裕康議員と山田充議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○大町議員 議長。動議。この際、議長不信任案を提出したいと思いますが、皆さん。

○阪東議長 ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました……。

○大町議員 動議。緊急。暫時休憩。

○西澤議員 進行ですが、議事進行中は発言を慎むと。

○大町議員 わかっていますよ。

○西澤議員 十分わかっているながらやっている。だから、そういう点では議長も注意をちゃんとしていただきたいと思います。それで聞かない場合は退場ということもあり得る。

○阪東議長 大町議員、静粛にお願いします。

ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました山田裕康議員、山田充議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

続いて、追加日程第12 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○大町議員 選考は選挙でお願いします。

○阪東議長 異議ありますので、選挙の方法は投票にします。

議場の閉鎖をします。

(議場閉鎖)

○阪東議長 ただいま、出席議員は12人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小森議員、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○阪東議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○阪東議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼びますので、順次投票をお願いします。

(点呼)

(投票)

○阪東議長 投票の漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○阪東議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票数 12 票。西澤議員 4 票、大町善士雄議員 1 票、木村修議員 5 票、岡田隆行議員 2 票。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、西澤伸明議員と木村修議員が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○阪東議長 ただいま彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました西澤議員、木村議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第 13 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員については、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、関係市町の議会の議員並びに長および副市町長のうちから、各関係市町の議会において 1 人を選挙することになっています。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○大町議員 選挙でお願いします。

○阪東議長 異議ありということで、選挙でさせていただきます。

○大町議員 暫時休憩の動議。

(発言する者あり)

○阪東議長 進行をやります。

異議がありますので、選挙の方法は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○阪東議長 ただいまの出席議員は１２名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に１番 小森議員、２番 岡田議員、３番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○阪東議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○阪東議長 異状なしと認めます。

事務局長が議席番号と名前を呼びますので、順次投票をお願いします。

(点呼)

(投票)

○阪東議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○阪東議長 投票総数１２票、有効投票数１２票。野瀬喜久男１０票、阪東１票、大町１票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票です。したがって、野瀬喜久男氏が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○阪東議長 ただいま滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました野瀬喜久男氏が議場におられますので、本席から会議規則第３３条第２項の規定により当選人の告知をします。

○阪東議長 追加日程第１４、同意第１号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第１号 甲良町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和２年２月５日。

甲良町長。

○阪東議長 地方自治法第１１７条の規定により、木村議員の退場を求めます。

（８番 木村修議員退場）

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第１号、甲良町監査委員の選任につきまして、同意を求めることについてご説明申し上げます。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第１９６条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所 甲良町大字池寺６８１番地。

氏名 木村修氏。

生年月日 昭和２４年１０月２９日。

木村修氏につきましては、平成２０年２月５日より議会議員としてお務めをいただいております。その間、議長および監査委員、各委員会委員としてご活躍をいただいております。特に、議員任期１２年のうち、監査委員を６年お務めいただいております。経験、識見とも監査委員に適されていることから、今回、監査委員として同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 木村議員におかれましては、今、私たちが直面する町政、それから議会のチェック役、そして町民の皆さんの願いを議会に反映するという点では、予算執行が適正に行われているかという点では、ぜひ公平な立場で臨んでいただきたい。

とりわけ、聞いていますと行政の側が監査対象、つまり月例の監査をされていますけども、その月例の監査の対象が行政側が提示した部分、そういうようになっているというように思います。また、その部分を聞いております。そういう点では、監査委員が疑問に思うところ、それから執行上で問題点が見つかれば、また、町民からの訴えなどで提起をして、臨時監査に臨まれると。それから、定期監査についてもきっちりと領収書、それから着服事件が起きましたので、そういう収入の部、納入の部、これも適正に行われているか

どうか、疑問点がその中でわかれば、非常に突っ込んで、細部にわたって監査をぜひしていただきたい。

臨時監査については、監査委員の申し出、つまり2人おられますけども、1人の監査委員で十分にそのことができる、監査委員会ではないという認識をぜひ持っていただいて、監査委員の識見でこの執行について、また不明な点について監査されることを望んで、そして公表の点ではそういう問題点、それから洗い出して町民にお知らせをするということを進んでやっていただきたいことを申し上げて、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

大町議員。

○大町議員 ただいま僕の意図するところを西澤さんが80%言いましたけど、僕も過去4期、16年間、監査委員の経験があります。今、5期目です。こういうことがありました。決算も、僕、うたんかったときある、9月議会の決算、報告は来たけど。

それで、子どもを守る会にビールの領収書と焼き肉の領収書があって、これ、どういうことやと、前課長を呼んで説明してくれと。子どもがビールやら、焼き肉、酒飲むけ。バカスの領収書。木村修、うちのお姉さんと同年。弟は木村・・・平和堂の常務や。

○阪東議長 大町議員、視点がちょっとずれてんのや。

○大町議員 合うてるがな、どこが視点ちゃうねん。

○阪東議長 討論、同意……。

○大町議員 討論や、賛成やけど。

○阪東議長 同意は……。

○大町議員 同意はできない。

○阪東議長 反対ですね。

○大町議員 バツ。

○阪東議長 反対ですね。

○大町議員 大町善士雄はバツ。

○阪東議長 はい。お座りください。

○大町議員 反対討論ですよ、反対。異議ありやぞ。公平公正。

○阪東議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 7番、丸山です。

木村議員は長年にわたり監査していただき、公平で公正な審査をしていただいていると聞いておりますので、ぜひとも、やっぱり今後、また木村議員に監査員を預けていきたいと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 それなら、これより、同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○阪東議長 着席願います。

起立多数です。

よって、同意第1号は同意されました。

木村議員の入場を許可します。

(8番 木村修議員入場)

○阪東議長 木村議員に申し上げます。

ただいま、同意案件は同意されましたので、報告します。

追加日程第15 承認第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(令和元年度甲良町一般会計補正予算(第5号))。

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、裏をお願いします。

専決処分書。

令和元年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月24日。

甲良町長職務代理者甲良町総務課長。

予算書の裏面をお願いいたします。

1条で、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ423万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億158万7,000円とするものです。

1ページをお願いします。

第1表で、歳入歳出予算補正、歳入の部です。18款繰入金、補正額423万5,000円。歳入合計423万5,000円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出の部です。2 款総務費、補正額 4 2 3 万 5, 0 0 0 円。歳出合計が歳入合計と同額であります。

以上であります。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、承認第 1 号は承認されました。

次に、追加日程第 1 6 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第 1 2 9 条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、追加日程第 1 7 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第 7 5 条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 本日、令和２年第１回甲良町議会臨時会を開催させていただきました。まずもって、行政から提案をいたしました甲良町監査委員の選任に同意をいただき、また令和元年度甲良町一般会計補正予算（第５号）の専決処分についてご承認をいただき、ありがとうございました。

そして、本日の臨時会におきまして、議長をはじめ、全ての役職が滞りなく選任されまして、いよいよ甲良町議会が新たな任期をスタートされることになりました。本会議開会の挨拶で申し上げましたとおり、私は議長を窓口に、町政運営の諸点につきまして事前に相談をいたし、議会との連携をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

暦の上では２月４日が立春ですが、まだまだ２月は寒さのぶり返しが予測をされます。どうぞ健康にご留意いただき、これからの議員活動にご精励いただくことをご祈念申し上げ、今臨時会の閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○阪東議長 これをもって、令和２年第１回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 ４時２８分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 岡 田 隆 行